

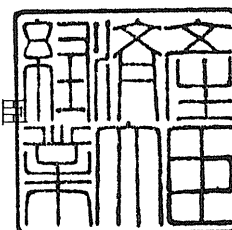
経済産業省

20180330統第3号

平成30年4月5日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

工業統計調査



主管部課	経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	小柴 真 電話:03(3501)9945 e-mail:koshiba-makoto@meti.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称
工業統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>2 調査の目的</p> <p>我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る <u>とともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計</u> を作成することを目的とする。</p>	<p>2 調査の目的</p> <p>我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る <u>ための工業統計</u> を作成することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計について、関連する基幹統計調査の再編と併せて整備し、産業横断的な統計を作成・提供することとされたことを踏まえた対応
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>（1）報告を求める事項 <u>（詳細は、別添 1 及び別添 2 の「調査票」を参照）</u></p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>（1）報告を求める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正

<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>①単独事業所（本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。） <u>総務省及び経済産業省—都道府県—市町村</u>^(注)—統計調査員—報告者 <u>(注) 市には特別区を含む。以下同じ。</u></p> <p>②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所 <u>総務省及び経済産業省—民間事業者—報告者</u></p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>①単独事業所（本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。） <u>経済産業省—都道府県—市町村</u>（特別区においては区。以下同じ。）—統計調査員—報告者</p> <p>②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所 <u>経済産業省—民間事業者—報告者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的の変更も踏まえ、総務省と経済産業省の共管調査とするため。 ・形式的修正
<p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)</p> <p>1) 準備調査</p> <p>(①略)</p> <p>② 準備調査は、<u>別添3</u>に掲げる工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。 <u>(③～⑦削除)</u></p>	<p>(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)</p> <p>1) 準備調査</p> <p>(①略)</p> <p>② 準備調査は、<u>別紙様式1</u>に掲げる工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）を用いて他計方式によって行う。</p> <p>③ <u>統計調査員は、市町村長（特別区においては区長。以下同じ。）の定める日までに準備調査名簿を1部作成し、市町村長に提出する。</u></p> <p>④ <u>市町村長は、準備調査名簿を整理した上、審査し、その写し1部を作成して保存し、原票を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</u></p> <p>⑤ <u>都道府県知事は、受理した準備調査名簿を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿の原票を調査実施年の9月30日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p>⑥ <u>都道府県知事は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに準備調査名簿の内容を調査実施年の9月30日までに記録する。</u></p> <p>⑦ <u>都道府県知事及び市町村長は、別紙に定めるところにより、準備調査名簿の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正 ・総務大臣による承認事項としてより適切な記載に整理

<p>2) 甲及び乙調査</p> <p>①調査員調査</p> <p>統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票を配布し、オンラインによる回答又は統計調査員による収集により市町村長が回収する方法により行う。</p> <p><u>(以下削除)</u></p>	<p>2) 甲及び乙調査</p> <p>①調査員調査</p> <p>統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票 <u>(別紙様式2もしくは別紙様式3)</u> を配布し、オンラインによる回答又は統計調査員による収集により市町村長が回収する方法により行う。</p> <p><u>市町村長は、調査員によって収集された調査票を整理した上、審査し、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出する。</u></p> <p><u>都道府県知事は、市町村長より提出された調査票をそれぞれ整理した上、調査票の内容を経済産業省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、調査実施年の10月31日までに調査員調査分を総合審査する。この場合において、ファイルの総合審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとみなす。また、調査票の写し1部、調査票の内容を記録した電磁的記録を作成してそれぞれを保存し、調査票の原票を調査実施年の10月31日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p><u>都道府県知事は、別紙に定めるところにより、工業調査票の複写作業を第三者に委託して行わせることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正 ・総務大臣による承認事項としてより適当な記載に整理
<p>②郵送調査</p> <p>上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、<u>総務大臣及び経済産業大臣が契約する民間事業者</u>において調査票を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。</p> <p>なお、郵送調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。</p>	<p>②郵送・オンライン調査</p> <p>上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、<u>経済産業大臣が契約する民間事業者</u>において調査票 <u>(別紙様式2もしくは別紙様式3)</u> を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。</p> <p>なお、郵送調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表記の適正化 ・調査の目的の変更も踏まえ、総務省と経済産業省の共管調査とするため。 ・形式的修正

<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>1年(ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。)</u></p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>経済センサス - 活動調査実施年を除き毎年</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正
<p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>調査員調査：市町村長の定める日 <u>(ただし、オンラインは総務大臣及び経済産業大臣が定める日)</u></p> <p>郵送調査：<u>総務大臣及び経済産業大臣が定める日</u></p>	<p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>調査員調査：市町村長の定める日</p> <p>郵送・オンライン調査：<u>経済産業大臣が定める日</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的の変更も踏まえ、総務省と経済産業省の共管調査とするため。 ・表記の適正化
<p>8 集計事項</p> <p><u>別添4「集計事項一覧」を参照。</u></p>	<p>8 集計事項</p> <p><u>別記1「集計事項一覧」を参照。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>インターネットにより公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>工業統計調査速報は、<u>調査実施翌年の3月末までに公表する。</u></p> <p>工業統計調査産業別統計表[概要版]は、<u>調査実施翌年の5月末までに公表する。</u></p> <p>工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、<u>調査実施翌年の12月末までに公表する。</u></p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p><u>経済産業大臣は集計の結果をインターネットにより公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>工業統計速報は、<u>調査実施年の翌年(2月～3月頃の予定)</u></p> <p>工業統計表産業別統計表[概要版]は、<u>調査実施年の翌年(4月～5月頃の予定)</u></p> <p><u>以降、工業統計表産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、順次公表の予定。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正 ・公表の期日の明確化
<p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p>東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、<u>別添5</u>のとおり。</p>	<p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)</p> <p>東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、<u>別添</u>のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的修正

調査計画（変更後）

1 調査の名称

工業統計調査

2 調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）について行う。

工業統計調査の実施に先立って調査を受ける事業所を確定するために、準備調査を行う。

工業統計調査は、甲調査及び乙調査とし、甲調査は従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）について行う。

4 報告を求める者

(1) 数

甲調査：約65,000事業所

乙調査：約290,000事業所

なお、調査を受ける事業所を確定するために行う準備調査の対象となる事業所は甲調査及び乙調査対象の事業所を含めて約590,000事業所。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

(3) 報告義務者

後記6の(2)2)①の調査においては、事業所の管理責任者。

後記6の(2)2)②の調査においては、企業の本所事業所の管理責任者もしくは、支所となる事業所の管理責任者。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、別添1及び別添2の「調査票」を参照）

1) 甲調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の消費税の経理処理の状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑩ 有形固定資産
- ⑪ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑫ 製造品の出荷額、在庫額等
- ⑬ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑭ 主要原材料名
- ⑮ 作業工程
- ⑯ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑰ 工業用地及び工業用水

2) 乙調査

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 本社又は本店の名称及び所在地
- ③ 他事業所（国内）の有無
- ④ 経営組織
- ⑤ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ⑥ 従業者数
- ⑦ 現金給与総額
- ⑧ ⑨、⑩、⑪の消費税の経理処理状況
- ⑨ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額

- ⑩ 製造品出荷額等
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑬ 主要原材料名及び簡単な作業工程

(2) 基準となる期日又は期間

経済センサス - 活動調査実施年を除き、毎年6月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の1) ⑦、⑨、⑩、⑫(品目別製造品在庫額を除く)、⑬、⑯及び2) ⑦、⑨、⑩、⑪、⑫は、前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

また、5の(1)の1) ⑪は、前年の年初(1月1日現在)、年末(12月31日現在)、5の(1)の1) ⑫(品目別製造品在庫額)は、年末(12月31日現在)によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

①単独事業所(本所もしくは支所となる製造事業所が1つとなる企業の事業所を含む。以下同じ。)

総務省及び経済産業省—都道府県—市町村^(注)—統計調査員—報告者

(注)市には特別区を含む。以下同じ。

②本所もしくは支所となる製造事業所を複数有する企業の本所事業所もしくは当該企業の支所となる事業所

総務省及び経済産業省—民間事業者—報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他)

1) 準備調査

- ① 工業統計調査の実施に先立って調査対象を確定するために、準備調査を行う。
- ② 準備調査は、別添3に掲げる工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)を用いて他計方式によって行う。

2) 甲及び乙調査

①調査員調査

統計調査員が準備調査の結果に基づき、担当調査区内の単独事業所に対し、調査票を配布し、オンラインによる回答又は統計調査員による取集により市町村長が回収する方法により行う。

②郵送調査

上記①以外の企業の本所となる事業所もしくは支所となる事業所に対し、総務大臣及び経済産業大臣が契約する民間事業者において調査票を送付し、民間事業者を活用して回収する方法又はオンラインにより回収する方法により行う。

なお、郵送調査の業務委託内容は、調査票及び関係用品の配布、回収、審査、督促等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年（ただし、経済センサス - 活動調査実施年を除く。）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員調査：市町村長の定める日（ただし、オンラインは総務大臣及び経済産業大臣が定める日）

郵送調査：総務大臣及び経済産業大臣が定める日

8 集計事項

別添4「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネットにより公表する。

(2) 公表の期日

工業統計調査速報は、調査実施翌年の3月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表[概要版]は、調査実施翌年の5月末までに公表する。

工業統計調査産業別統計表、品目別統計表、地域別統計表は、調査実施翌年の12月末までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
準備調査名簿の写し	2年	市町村長及び都道府県知事
工業調査票甲及び乙の写し	2年	都道府県知事
準備調査名簿	1年	経済産業大臣
工業調査票甲及び乙	2年	経済産業大臣
調査票を記録した電磁的記録	4年	都道府県知事

準備調査名簿、調査票及び集計表を記録した 電磁的記録	永年	経済産業大臣
-------------------------------	----	--------

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5の(1)報告を求める事項」中「1)甲調査」の⑥から⑰まで及び「2)乙調査」の⑥から⑬までに掲げる事項。

13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添5のとおり。

★この調査票は、統計調査員又は市区町村、〇欄は市区町村、◎欄は市区町村又は都道府県、◎欄は都道府県で記入します。

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ) (名称) (所在地) 2 本社又は本店の名称及び所在地 (名称) (所在地) 3 他事業所(国内)の有無 4 経営組織 5 資本金額又は出資金額(会社に限る) 6 従業者数 (〇年6月1日現在) 7 現金給与総額(年間) 8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

8項での選択(消費税込)に消費税込に記した金額を記入してください。

10 有形固定資産 (単位:万円) 11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 (単位:万円) 12 ア 品目別製造品出荷額(年間) 12 イ 品目別製造品在庫額(年末現在) 12 ウ 加工賃収入額(年間) 12 エ その他収入額(年間) 13 12のア、ウ、エの合計金額 14 主要原材料名 15 作業工程

★この調査票は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

甲〇年

総務省 経済産業省

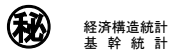


政府統計 統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

〇年工業統計調査
工業調査票乙(〇年実績)
 (従業者29人以下の事業所用)

票 群	票 番

市区町村番号	調査区番号	工業調査事業所番号



★この調査票は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。

この調査票は、統計法に基づき、調査票の提出が義務づけられています。調査票の提出が義務づけられている事業所は、この調査票を提出してください。調査票の提出が義務づけられていない事業所は、この調査票を提出しなくても構いません。

1 事業所の名称及び所在地 (電話番号)

(フリガナ) _____
 (名称) _____
 〒 (所在地) _____

2 本社又は本店の名称及び所在地 (電話番号)

1の事業所の名称及び所在地と同じ場合は、同上と記入してください。
 (名称) _____
 〒 (所在地) _____

3 他事業所(国内)の有無 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。
 2 工場が一つで、本社・本店はこの工場と異なる場所にある。
 3 工場が二つ以上ある(上記1、2以外)。

4 経営組織 あてはまる番号一つに○を付けてください。

1 会社 (株式(有限を含む)、合同、合資、合名)
 2 組合・その他の法人
 3 個人

5 資本金額又は出資金額 (会社に限る)

〇年6月1日現在払込済みの資本金の額又は出資金の額を記入してください。
 5,000円未満の場合は「0」を記入。

金額(単位:万円)	
千	百

6 従業者数(〇年6月1日現在) (単位:人)

区分	①個人業主及び無給家族従業者	②有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)	③常用雇用者 (期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人)	④臨時雇用者 (雇用期間が1か月未満の人 ※アルバイトなどを除く)	⑤合計 (①～④の合計)	⑦送出者 (⑥合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑧出向・派遣受入者 (①～⑦以外で別経営の事業所から送られてくる事業所で働いている人)	
男								
女								
この事業所に従事している人の男女計 (⑥ - ⑤ - ⑦ + ⑧)								

7 現金給与総額 (年間) (期末賞与、退職金等を含む) (単位:万円)

出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている人に対する負担額なども含めて記入してください。

金額 (単位:万円)	
百	十

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

選択した記入方法を○で囲んでください。
 ●9項以降は「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。
 □囲みの欄(9項、10項、11項)は、上記、8項(「1 税込み」「2 税抜き」)での選択による金額を記入してください。

1 税込み	2 税抜き

9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額 (年間)

(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと、同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち、**実際に製造等に使用した総使用額**をいいます(購入額を記入しないでください)。
 (2) 委託生産費は、原材料又は製品を他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに**支払った加工費又は支払うべき加工費**をいいます。
 (3) 製造等に関する外注費は、生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などを外注した際の費用をいいます。派遣、(2)の委託生産費などの外注費を除いたものです。
 (4) 転売した商品の仕入額は、実際に〇年年中に売り上げた転売品に対応する仕入額(年初転売品在庫額+年間転売品仕入額-年末転売品在庫額)をいいます。
 (5) 金額欄には(1)、(2)、(3)、(4)の合計金額を記入してください。

金額 (単位:万円)	
百	十

◎A ◎B

10 製造品出荷額等

(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、部分品、副産物、製造工程からでたくず・廃物も記入してください。
 (2) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのも**市価換算**して製造品出荷額に含めてください。
 (3) 製造品名、貸加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。
 (4) 出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。

ア 品目別製造品出荷額(年間) 自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入」に記入してください。
 (消費税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)

番号	製造品名	数量	金額(単位:万円)			
			千	百	十	
〇						
製造品出荷額計						

イ 加工賃収入額(年間) 他の企業(国内外にかかわらず)の所有する原材料又は製品に賃加工して〇年中に引き渡したものに對して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。

番号	賃加工品名	金額(単位:万円)			
		千	百	十	
〇					
加工賃収入額計					

ウ その他収入額(年間) ア、イ以外のその他収入額(修理料収入、転売収入など)を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。

番号	その他収入の種類名	金額(単位:万円)			
		千	百	十	
〇					
その他収入額計					

11 10のア、イ、ウの合計金額 ★ 印合計

12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間) 割合(単位:%)
 (直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの)
 11項(10のア、イ、ウの合計金額)に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。

13 主要原材料名及び簡単な作業工程

ア 購入したもの	イ 他の企業から支給されたもの(無償)	ウ 作業工程 (10項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。)

備考

報告者(代表者)の記名	法人番号(13桁)
本票の内容について回答できる人の職・氏名	連絡先(電話番号)

※この欄は都道府県(工業調査票)に記入した金額を記入してください。



補助用紙

「10 製造品出荷額等」について、表面に記入しきれない場合は、こちらを用いてください。
なお、表面の計欄(★)には、ここに記入した分を含めた金額を記入してください。

8項での選択「消費税込み」「消費税抜き」に応じた金額を記入してください。

10 製造品出荷額等												
ア 品目別製造品出荷額(年間)(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む)												
	番	号	製	造	品	名	数	量	金 額 (単位:万円)			
									千	百	十	万
⊗												

イ 加工賃収入額(年間)											
	番	号	賃	加	工	品	名	金 額 (単位:万円)			
								千	百	十	万
⊗		9									
		9									
		9									
		9									
		9									
		9									
		9									

ウ その他収入額(年間)															
	番	号	そ	の	他	収	入	の	種	類	金 額 (単位:万円)				
											千	百	十	万	千
⊗		0	0	0	0										
		0	0	0	0										
		0	0	0	0										

事業所の名称

・調査期間が「年間」となっている事項については、◎年1月～12月までの1年間の実績をご記入ください。
・それ以外については、○年6月1日現在の数値を記入してください。
※◎年1月から12月までの1年間で記入出来ない場合は、◎年を最も多く含む決算期間(12か月)で記入してください。

「転売品」とは

「他の事業所」から仕入れて「そのまま」販売したものをいいます。

- ・「他の事業所」には同一企業に属する他の事業所を含みます。
- ・「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。

ただし、食品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なして、転売品には含まれません。

「賃加工」とは

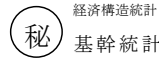
貴事業所が、他企業の事業所から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工することをいいます。

- ・貴事業所が賃加工を行って受け取った加工賃が「加工賃収入」となります。

「委託生産(外注加工)」とは

貴事業所が、貴事業所の所有する原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して、製造、加工を委託することをいいます。

- ・委託生産のために貴事業所が支払った加工賃が「委託生産費」となります。
- ・委託生産品の出荷額は「製造品出荷額」に記入します。



○年工業統計調査

工業調査準備調査名簿

○市区郡名	○区町村名

○市区町村番号	◎調査区番号	○整理番号

○1 工業調査事業所番号 甲及び乙	2 事業所名 営業上用いられている名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。	3 事業所所在地 都道府県名及び市区名（郡部の場合は町村名）を除き、以下番地、○○ビルまで詳細に記入してください。	4 主要製品名 製造品又は賃加工品名の主なものを記入（商品分類表★印の品目名及び番号）してください。		5 従業者数 （臨時雇用者を除く） （送出处を除く）	6 調査票別 甲 乙 乙 1 2	7 事業所の異動状況 該当するものを○でかこんでください。		8 備考
			◎番号	品 目 名			新規	削除	
		TEL - - 〒					1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒					1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒					1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒					1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	
		TEL - - 〒					1. 開設・転入 2. 転業 3. 調査区移動 4. 既設	5. 廃業・転出 6. 転業 7. 調査区移動	

- ◎印欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村で記入してください。
- 従業者数は、従業員数は、「この事業所に従事している人の男女計」を記入してください。
- 調査票の種別欄は従業者数4～29人の事業所は「乙1」、従業者数1～3人の事業所は「乙2」に○をつけてください。
- 事業所数は名簿の1枚目に記入してください。
- 調査員氏名欄は各業ごとに記入（押印でも可）してください。
- 調査区番号又は市区町村番号に変更があった場合には、備考欄に旧番号を記入してください。
- 同一市区町村内事業所の異動は、事業所の異動状況欄の「調査区移動」に○をつけてください。

◎事業所数 合計	◎ 甲	◎ 乙		◎ う ち 休 業		調査員氏名	
		乙 1	乙 2	甲	乙 1		乙 2
		4～29人	1～3人		4～29人		1～3人

工業統計調査 集計事項一覧

工業統計調査速報集計

集計事項等		結果表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表
対象	従業者4人以上の事業所		○	○	○	○
地域 区分	全 国		○	○	○	○
	都 道 府 県				○	○
分類 事項	産 業 分 類			中		
	時 系 列	10年			○	
集 計 事 項	事 業 所 数		○	○	○	
	従 業 者 数		○	○	○	
	現 金 給 与 総 額		○	○		
	原 材 料 使 用 額 等		○	○		
	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○	○
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○	○	○	
	有 形 固 定 資 産		○ ¹⁾	○ ¹⁾		
	年 末 在 庫 合 計 額			○ ¹⁾		
	製 造 品 年 末 在 庫 額			○ ¹⁾		
	半 製 品 ・ 仕 掛 品 年 末 在 庫 額			○ ¹⁾		
原 材 料 ・ 燃 料 年 末 在 庫 額			○ ¹⁾			
主産業の概況(1～3位)						○

1) 従業者30人以上の事業所に限る。

I 産業別統計表[概要版]

集計事項等		結果表番号	第 1 表	第 2 表	第 3 表
対象	従業者4人以上の事業所		○		○
	従業者30人以上の事業所			○	
地域 区分	全 国		○	○	○
	都 道 府 県				○
分類 事項	産 業 分 類		細 小 中	細 小 中	中
集 計 事 項	事 業 所 数		○		○
	従 業 者 数		○		○
	現 金 給 与 総 額		○		○
	原 材 料 使 用 額 等		○		○
	製 造 品 出 荷 額 等		○		○
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○		○
	有 形 固 定 資 産			○	
	年 末 在 庫 合 計 額				
	製 造 品 年 末 在 庫 額			○	
	半 製 品 ・ 仕 掛 品 年 末 価 額			○	
原 材 料 ・ 燃 料 年 末 在 庫 額			○		

II 確報集計

1) 産業別統計表

集計事項等		結果表番号							
		第 1-(1) 表	第 1-(2) 表	第 1-(3) 表	第 2-(1) 表	第 2-(2) 表	第 2-(3) 表	第 3-(1) 表	第 4-(1) 表
対 象	従業者3人以下の事業所								
	従業者4人以上の事業所	○			○	○		○	
	従業者4人～29人の事業所			○					
	従業者30人以上の事業所		○				○		○
地域 区分	全 国	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県								
	大 都 市								
分類 事項	産 業 分 類	中 小 細	中 小 細	中 小 細	中	中 小 細	中	中 小 細	中
	従 業 者 規 模				○ ¹⁾	○	○		
	資 本 金 規 模							○	
	時 系 列	5年	5年	5年		5年	5年		
集 計 事 項	事 業 所 数	○	○	○	○	○	○	○	○
	従 業 者 数	○	○	○	○	○	○	○	○
	現 金 給 与 総 額	○	○	○	○	○		○	
	原 材 料 使 用 額 等	○	○	○	○	○		○	
	有 形 固 定 資 産		○				○		
	製 造 品 在 庫 額、半製品 の 在 庫 額 及 び 原 材 料、燃 料 の 在 庫 額		○				○		
	製 造 品 出 荷 額 等	○	○	○ ²⁾	○	○		○	
	生 産 額		○			○			
	付 加 価 値 額 (従業者29人以下※は 粗付加価値額)	○	○		○	○			
	粗 付 加 価 値 額		○	○				○	
	事 業 所 敷 地 面 積								○
1 日 当 た り 水 源 別 用 水 量								○	

1) 10区分

2) 内訳を表章

2) 品目別統計表

集計事項等		結果表番号	第 1-(1) 表	第 1-(2) 表	第 1-(3) 表	第 1-(4) 表	第 1-(5) 表	第 1-(6) 表	第 1-(7) 表	第 1-(8) 表	第 2 表	第 3-(1) 表	第 3-(2) 表
対象	従業者4人以上の事業所		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	従業者30人以上の事業所								○				
地域 区分	全 国		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都 道 府 県			○	○								○
分類 事項	産 業 分 類			中			細	細	中		中	中	
	品 目 分 類		○		○	○	○	○	○	○	○ ¹⁾	○ ²⁾	○ ²⁾
	従 業 者 規 模					○							
	資 本 金 規 模									○			
集計 事項	時 系 列		5年	5年									
	産 出 事 業 所 数		○		○	○	○	○	○		○	○	○
	品 目 別 出 荷 額		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	出 荷 数 量		○		○								
	品 目 別 在 庫 額								○				
	在 庫 数 量								○				
産 出 率						○	○						

1) 貸加工品目

2) 製造業以外の品目

3) 地域別統計表

集計事項等		結果表番号	第 1-(1) ① 表	第 1-(1) ② 表	第 1-(2) ① 表	第 1-(2) ② 表	第 1-(3) 表	第 2-(1) 表	第 2-(2) 表	第 3-(1) 表
象対	従業者4人以上の事業所		○	○				○		○
	従業者4人～29人の事業所						○			
	従業者30人以上の事業所				○	○			○	
地域区分	全 国		○	○	○	○	○		○	
	都 道 府 県		○	○	○	○	○	○	○	○
	市 区 町 村									○
	大 都 市		○	○	○	○	○			
分類事項	産 業 分 類			中	中	中	中	細		
	従 業 者 規 模		○		○ ¹⁾		○ ¹⁾			
	時 系 列		5年	5年	5年	5年	5年			
集計事項	事 業 所 数		○	○	○		○	○	○	○
	従 業 者 数		○	○	○		○	○		○
	現 金 給 与 総 額		○	○	○		○	○		○
	原 材 料 使 用 額 等		○	○	○		○	○		○
	有 形 固 定 資 産					○				
	製 造 品 在 庫 額、半 製 品 の 在 庫 額 及 び 原 材 料、燃 料 の 在 庫 額					○				
	製 造 品 出 荷 額 等		○	○	○		○	○		○
	生 産 額				○					
	付加価値額 (従業者29人以下は粗付加価値額)		○	○	○			○		
	粗 付 加 価 値 額						○			○
事 業 所 敷 地 面 積								○		
1 日 当 たり 水 源 別 用 水 量								○		

1) 事業所数のみ表章

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

(1) 調査範囲からの除外

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項又は第20条第2項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区を含む。）及び都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの区域に含まれる調査区。

- ① 原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域。
- ② 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域のうち帰還困難区域。

(2) 調査方式の変更

東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣が定める調査区内の事業所については、地域の実状を勘案し別途経済産業大臣が定める方法により調査するものとする。

2 変更する期間

本変更は調査実施年を平成29年とする調査以降の対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域等に含まれる事業所を除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。

工業統計調査の必要性

1. 調査の目的・必要性

本調査は、事業所数、従業者数、現金給与額、原材料・燃料・電力使用額、製造品出荷額、有形固定資産額、工業用水の使用量などを産業分類別、規模別、地域別等に工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

調査の結果は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の運用、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の運用、ものづくり基盤技術の高度化に関する法律の運用など中小企業施策、産業立地施策及び都道府県における流域別下水道整備総合計画、流域別下水道整備総合計画に関する基本方針の策定などの各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。また、国民経済計算、企業物価指数、産業連関表、鉱工業生産指数、中小企業白書などの各種二次統計作成のための基礎資料及び各種統計調査の母集団など幅広く利用されている。

2. 他調査との重複

製造業の活動を把握することを目的とした統計調査は工業統計調査の他には、経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）があるが、経済センサス-活動調査の対象となる年は工業統計調査は実施しておらず、工業統計調査で必要となる事項は経済センサス-活動調査によって把握することとしている。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を毎年5月下旬までに登録する。

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

- ◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料
 - ・地方交付税の算定（「普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第11条の2」において経常態容補正係数（都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」）の算定資料）
- ◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料
- ◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料
- ◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

- ◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料
- ◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料
- ◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

- ◆産業連関表、国民経済計算(SNA)等の基礎資料
- ◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料
- ◆中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

- ◆地域産業連関表、県民経済計算等の基礎資料
- ◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料
- ◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料
- ◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用
（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(3) 企業や大学での利用

- ◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料
- ◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構(OECD)統計局への提供資料等の国際比較の資料

(5) 各種調査の標本設計等の母集団